

令 3 水 産 振 興 第 4 9 6 号
令和 3 年 (2021 年) 8 月 23 日

山口県農林水産部長



広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の
採捕の禁止について

このことについて、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会から遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の採捕制限に係る委員会指示が発出され、当該指示に基づき、令和 3 年 8 月 20 日付けで遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の採捕を禁止する公示がなされました。

この結果、遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の採捕を禁止する期間は、令和 3 年 8 月 21 日から令和 4 年 5 月 31 日までとなります。

つきましては、くろまぐろの小型魚に加え、大型魚についても禁止期間中に遊漁者が採捕しないよう、貴下関係者への周知及び指導をお願いします。

【参考：広域漁業調整委員会指示について】

漁業法第 121 条第 1 項に基づき、広域漁業調整委員会が関係者に対して行う指示。指示内容に違反し、農林水産大臣からの命令にも従わなかった場合には、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処される場合があります。

水産振興課 漁業調整取締班

担当 片山

電話 083-933-3532

FAX 083-933-3559